

飛驒市新型インフルエンザ等対策行動計画  
第3版

令和8（2026）年1月

### 【飛騨市における本計画の経緯】

本計画は、次に挙げる各法令や手引き、計画、報告を参考に作成したものである。

- ・ 新型インフルエンザ等特別対策措置法（以下、「特措法」とする。）
- ・ 国が作成した市町村向け「新型インフルエンザ等対策行動計画作成の手引き」
- ・ 岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・ 本市業務継続計画（BCP）
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度作成 第2版）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応時の飛騨市の取組みの成果

本計画で使用する用語は、国及び県の対策行動計画で使用されている用語の定義と同一である。

第2版と今回の改訂までの間に、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行があった。本市の新型コロナウイルス感染症対応を振り返った結果では、流行の状況を把握しながら「迅速な対応」「情報共有」「柔軟性」をもって対応することの重要性が確認できた。

国や県からは次々に情報や通知が来たが、人流の多い都市部向けのものも多く、地域性を考慮した対応については本市で判断する必要がある。

それらの経験を踏まえ、本計画は必要最低限の内容にとどめ、平時から把握しやすく、どのような状況であっても、市のいずれの部署であっても全体像を把握でき、内容にアクセスしやすいよう時系列で記載している。

### 【計画の内容】

市の取り組み

準備期	3～4ページ
初動期	4～5ページ
対応期	5～7ページ
感染症発生時の各課の役割一覧	8ページ

（参考）飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例

## 市の取り組み

### 1 準備期（平時の対応）

準備期は、飛騨市業務継続計画（BCP）における「第1段階（海外発生期）」に該当する。

#### (1) 実践的な訓練の実施

飛騨市（以下「市」とする。）は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

#### (2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化

ア 市は、行動計画を作成し、必要時見直しを行う。行動計画を作成・見直しをする際には、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。また、速やかに議会に報告するとともに、これを公表する。

イ 市は、新型インフルエンザ等を想定した業務継続計画（BCP）を作成し必要時見直しを実施する。

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策について、全庁的に職員が携わる体制を準備する。

エ 飛騨市新型インフルエンザ等対策本部構成は、条例に定めたとおりとする。

対策本部長：市長

本部員：副市長、教育長、消防長、各部長

対策副本部長は、対策本部長が本部員の中から指名する。

#### (3) 国及び地方公共団体等の連携の強化

ア 市は、国、岐阜県（以下「県」とする。）と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県と連携し、業界団体や関連する学会等の関係機関と情報共有等の体制を構築する。

#### (4) 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

ア 市は、準備期から市民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。

イ 市は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けた場合、情報連携について市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で確認する。

(5) 基本的感染対策の普及

市は、市民等に対して、感染症の特性を示すとともに、換気、及び屋内の微風維持、咳エチケット、マスク着用、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。感染が疑われる場合は、人と会わないなど感染を広げないようにすること、室内の換気、及び屋内の微風維持等について周知する。

(6) 市は、平時から市民が感染症に備えられるための健康づくりを支援する。

(7) 市は、平時から医師会・市内医療機関と連携し、感染症に対する診療体制について情報を共有する。予防接種体制を確認し接種が速やかに確保できるよう準備する。

(8) 市は、事務分掌上の業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。備蓄については、災害対策基本法の規定による物資及び資材の備蓄と兼ねる。

(9) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧める。

(10) 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的方法をあらかじめ定める。

## 2 初動期

初動期は、飛騨市業務継続計画（BCP）における「第2段階（国内発生早期）」及び「第3段階（感染拡大期）」のごく初期に該当する。

(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア 国や県が対策本部を設置した場合、市は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

イ 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を準備する。

ウ 市は、迅速な対策の実施に必要な予算の確保のため、効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。

(2) 市における情報提供・共有について

- 市民が必要とする情報提供・共有を行い、コールセンターの委託を行う。
- (3) 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について
- 市は、新型インフルエンザ等の市民の健康観察に関して県から協力を求められた場合、可能な範囲で対応を行う。
- (4) 政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。
- ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県に対し、新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- イ 市は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要がある場合は、他の市町村又は県に対して応援を求める。
- (5) 財政上の措置
- 市は、国からの財政支援を有効に活用するなど必要な対策を実施する。
- (6) 緊急事態措置の検討等について
- ア 市は、緊急事態宣言が出された時、直ちに市対策本部を設置する。
- イ 市は、市の区域内に緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を検討する。
- (7) 市は、国内でのまん延防止対策について国からの要請を受けて、業務継続計画（BCP）に基づく対応の準備を行う。
- (8) 市は、市民が自主的に健康管理の目的で行う検査キットの一部助成を薬剤師会と調整し実施を検討する。
- (9) 接種体制の構築
- ア 市は、ワクチン配送業者を手配する。
- イ 市は、ワクチン予約システムをシステム業者に委託する。
- ウ 市は、予防接種の健康管理システムへの記録に関して、国や県の通知を元にシステム改修を行う。
- エ 市は、医療機関と連携し、接種体制を構築する。
- (10) 市は、各施設や職場、店舗、宿泊施設等において感染拡大防止対策を取ることができるよう支援する。

### 3 対応期

対応期は、飛騨市業務継続計画（BCP）における「第3段階（感染症拡大期、まん延期、回復期）」及び「第4段階（小康期）」に該当する。

- (1) 市は、引き続き市民に対して必要な情報提供や共有を行う。
- (2) 市は、新型インフルエンザ等の市民の健康観察に関して県から協力を求められた場合、可能な範囲で対応を行う。
- (3) 市は、感染症対策物資について管理を行い、必要時調達する。
- (4) 市は、医療機関や介護施設等の感染症対策物資について、情報提供や支援を行う。
- (5) ワクチン接種
  - ア 市は、医療機関と連携し、スムーズに接種ができるように体制を維持する。
  - イ 市は、市民がワクチンに対する正確な情報が得られるよう体制を整備する。
  - ウ 予防接種により健康被害が生じた場合、健康被害救済が受けられることの情報提供を行い、救済制度の申請を受け付け、進達する。
- (6) 市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を実施する。
- (7) 遺体の火葬・安置、埋葬・火葬の特例
  - ア 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるとともに、葬儀業者に遺体の搬送について要請する。
  - イ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が準備できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
  - ウ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。
  - エ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
  - オ 市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
  - カ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は臨

時遺体安置所の拡充について早急に対応を行うとともに、県から火葬場の火葬能力について情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

キ 新型インフルエンザ等緊急事態において、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、国や県と連携し特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

(8) 市は、感染拡大防止と経済活動が両立できるよう支援を行う。

ア 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 市は、事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性に留意した上で効果的に実施する。

ウ 環境水道部及び上下水道を管轄する関係部署は、新型インフルエンザ等緊急措置において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を実施する。

(9) 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われた場合は、その旨を市民や関係機関に知らせる。

(10) 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、市対策本部を廃止する。

感染症発生時の各課の役割														
	本部・広報・財務	対策本部	危機管理課	総務課	人事課	財政課	税務課	秘書室	総合政策課	会計事務局	議会事務局			
	感染症患者家族に直 接対応	消防本部	病院事務局管理課・ 市民病院	各診療所・こどものこ ころクリニック	保健センター	地域包括ケア課	子育て応援課・各保 育園	総合福祉課	地域生活安全支援セ ンター	市民保険課市民係	畜産振興課（人畜共 通の場合）	神岡振興事務所市民 課	河合振興事務所地域 振興課	宮川振興事務所地域 振興課
	経済・産業対策	税務課	債権管理室	市民保険課保険年金 係	ふるさと応援課	農業振興課	食のまちづくり振興 課	畜産振興課	林業振興課	商工課	まちづくり観光課	神岡振興事務所地域 振興課	河合振興事務所地域 振興課	宮川振興事務所地域 振興課
	ライフライン維持	環境課	水道課	建設課	建築住宅課	神岡振興事務所建設 農林課	河合振興事務所地域 振興課	宮川 振興課						
	教育の保障	教育総務課	学校教育課	各給食センター	大学設置支援室									
	文化・スポーツの継 承	生涯学習課	スポーツ振興課	文化振興課										

## ○飛騨市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 22 日

### 条例第 24 号

#### (目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、飛騨市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

#### (会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことが

できる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。